

測量法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 日本水準原点の地点の修正

土地の分筆による地点名の修正を行うものとする。

(第二条第二項関係)

第二 測量成果等の謄抄本交付手数料関係規定に関する文言修正

法改正により新たに加えられた法第四十五条第一項について謄抄本交付手数料関係規定を適用させるものとする。

(第九条関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うものとする。